

戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱

平成13年5月14日

市長決裁

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的方針（以下「戸田市都市マスタープラン」という。）について、その見直しに伴う庁内の調整等及びその実現化に向けた推進を図るため、戸田市都市マスタープラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市都市マスタープランの見直しに係る庁内の調整等に関すること。
- (2) 戸田市都市マスタープランに関する事業の調整及び進行管理に関すること。
- (3) その他、戸田市都市マスタープランの見直し及び推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「推進委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は都市整備部次長をもって充て、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、推進委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席推進委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 推進委員が会議に出席できないときは、当該推進委員の指名する職員（同

じ所属の職員とする。)が代理として出席できるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 第2項の規定にかかわらず、委員長は、特定の事項に限定して協議を行う必要があると認めるときは、関係する推進委員のみを招集し、会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月17日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月８日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年５月１１日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月２５日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月８日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（令和３年４月３０日）

この要綱は、令和３年４月３０日から施行し、改正後の戸田市都市マスタープラン推進委員会設置要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月２３日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月１８日から施行する。

別表（第３条関係）

所 属	職 名
都市整備部	次長 まちづくり区画整理室長
危機管理防災課	危機管理防災課長
企画財政部	次長（共創企画課担当）
環境経済部	次長（環境課担当） 経済戦略室長
教育委員会事務局	次長（教育総務課担当）

水安全部	次長（総務課担当）
------	-----------